

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
外務大臣 岸田文雄 殿
防衛大臣 中谷 元 殿

CV-22 オスプレイの横田基地配備と MV-22 オスプレイの横田基地飛来に反対する要請

私たちは、首都東京に位置する横田基地に2014年から飛来するようになったMV-22 オスプレイと2015年5月に「CV-22 オスプレイが横田基地に配備される」との発表があったことをきっかけに横田基地周辺で活動する6団体で結成した「オスプレイ横田配備反対連絡会」です。

私たち連絡会に加入している団体は、それぞれの考え方で横田基地に問題意識を持ち、周辺住民が平和で安全に暮らせることを目標に活動をしています。今回は、オスプレイの問題に絞って行動を共にすることにしました。

さて、ここ数年の横田基地の状況から見えることは、オスプレイの問題もさることながら、基地の運用面において大きく変わってきていることです。

2012年の航空自衛隊航空総隊司令部の移駐とパラシュート降下訓練場としての使用開始、2013年からの飛行回数の急増、2014年からのMV-22 オスプレイの飛来開始、2015年末の米韓合同演習時の深夜～未明の利用・2016年初頭にF-22やF-16が合計20機集結し周辺国との緊張を高めるような運用を行ったことなどなど、1970年代から輸送中継基地と司令部基地としての位置づけであった状況から明らかに変わってきています。

これらのことによって、横田基地周辺住民は、今まで以上に騒音被害や事故の危険を感じ、軍事基地がこの地にあることによる恐怖を募らせています。また、これらの運用が、東京都すら掲げている基地返還につながらず、基地の固定化の方向に向かっているのではないかと危惧しています。

ところで、本年、米海軍安全センターが1月10日までに公開した「海兵隊航空機に関する事故報告書」によると、アフガニスタンでのMV-22 オスプレイの10万飛行時間当たりの事故発生率（クラスA～D）は、1105.56件だったことが明らかになっています。これは、MV-22が90.45時間に1件の事故を起こしていることであり、MV-22がいかに危険な航空機であるかが分かるものでした。

この間、日本政府は「オスプレイの事故率は運用時間が増加するに従って減少する。」という説明を繰り返してきました。しかし、事故率は、いまだに増加の一途をたどっています。また、既に、離着陸時における墜落事故等で40人以上が死亡しています。

どう考えてもMV-22は欠陥機です。また、その飛行が危険であり、人々が暮らす場所の上を飛ぶのにふさわしいものでないことは明白です。

なお、横田基地に配備が予定されているCV-22 オスプレイは特殊戦機であり、MV-22より危険な作戦に参加するための訓練が行われることから、事故発生率は

MV-22に比べて、より高い数値になっています。また、CV-22とともに横田基地に新設される特殊作戦飛行隊（約430人）は、危険な訓練を行う部隊であるとも聞いています。

以上のことから、私たちは、日本政府が日本国民の命と安全な生活を守るため、米政府に対し、CV-22の横田基地配備計画を撤回するよう、また、MV-22の横田基地への飛来と日本からの撤退を要求されることを求めます。

ところで、昨年10月に公表された「CV-22の横田飛行場配備に関する環境レビュー」は、米軍の「CV-22の横田基地への配備ありき」の結論を基に作成されたもので、内容は基地周辺住民の安全を無視する不十分なものでした。

ついでながら、本来の役割から言えば、「CV-22の…環境レビュー」は、日本政府が作らねばならないものだったのではないのでしょうか。CV-22が横田基地に配備されることで、日本国民や日本の国土・環境にどのような影響があるかを調査すべき主体は日本政府であるべきだからです。

記

1. 日本政府は、CV-22オスプレイの横田基地配備計画を撤回するよう、米国政府に要求すること。
2. 日本政府は、MV-22オスプレイの日本国土での飛行を禁止し、普天間基地への配備を撤回するよう、米国政府に要求すること。また、日本全土のすべての場所に、オスプレイの配備や飛行をさせないようにすること。
3. CV-22の横田基地配備計画決定の経過を明らかにすること。
4. 米空軍特殊作戦コマンドが作成した「CV-22の横田飛行場配備に関する環境レビュー」に関して、以下の疑問に答えること。
 - ①環境レビュー作成の目的や意義は何か。
 - ②環境レビュー作成にあたって、日本政府はどの程度関与したのか。
 - ③環境レビュー作成にあたって、日本国の法令や環境管理基準や日米合同委員会合意事項、基地周辺住民への配慮がどれだけなされたのか。
 - ④環境レビュー発行日と発表日に、約8か月のずれが生じているのはなぜか。
 - ⑤日本政府は、環境レビューをいつ入手したのか。また、その際に環境レビューの内容についての説明を十分に受けたのか。
 - ⑥環境レビューについて、関係自治体に十分な説明をしたのか。また、さらなる追加説明を行うのか。また、環境レビューの配布・説明を行った自治体はどこか。
 - ⑦環境レビュー作成にあたって、基地周辺・訓練空域下に位置する自治体や住民の安全について十分な配慮がなされたのか。また、クリアーゾーンの考え方を採用しないのはなぜか。
 - ⑧CV-22は基地周辺や訓練空域で、どのような訓練（低空飛行、夜間飛行、旋回飛行、タッチ&ゴー、ローパス、人員降下、物資投下など）を、地形を含めた

どの地域で、どの高度(地上からの)で行うのか。

- ⑨横田基地周辺の学校施設や老人施設、病院がどこにどれだけあるのかについて調査を行ったのか。行っていなければ、日本政府がその調査を求めたのか。
- ⑩CV-22の事故の危険性、飛行回数、夜間飛行の頻度、低空飛行の頻度と高度、うるささ指数に与える影響について詳細に示されていないのはなぜか。
- ⑪CV-22関連施設の位置が、周辺住民に安全を担保できる場所であるという認識を持っているか。
- ⑫CV-22配備に関連して工事が進められる予定になっているが、日本政府がその費用を少しでも負担する部分があるのか。
- ⑬CV-22とMV-22の最新の事故率と、過去の事故の原因で明らかになっていることは何か。
- ⑭夜間～早朝の騒音抑制時間帯の航空機の離発着やエンジン起動を運用群司令が承認するケースは、具体的にどのような場合か。
- ⑮東富士演習場などで行うとされるチャフ及びフレアを用いた訓練は、具体的にどのような訓練か。また、チャフ及びフレアが地上に落下した場合の人体や農作物への影響はどのようなものか。
- ⑯CV-22配備に伴って新たに結成される特殊作戦コマンドは、米軍の組織上、どの部隊に属する部隊か。
- ⑰MV-22の普天間配備の際に示された環境レビューと、CV-22の横田配備の際に示された環境レビューとの違いは何か。

2016年2月12日

オスプレイ横田配備反対連絡会

横田基地問題を考える会

横田基地の撤去を求める西多摩の会

横田基地もいらない市民交流集会実行委員会

横田・基地被害をなくす会

第2次新横田基地公害訴訟原告団

第9次横田基地公害訴訟原告団

連絡先：第2次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川 1655-3 白鳥第2ビル 302

TEL&FAX 042-552-4451